

監事監査報告書

学校法人 帝京大学

理事会 御中

評議員会 御中

監事 大崎 和彦

監事 増井 浩昭

私たちは、私立学校法第52条第1項及び学校法人帝京大学寄附行為第28条第1項の規定に基づき、学校法人帝京大学の2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1 監査の方法及びその内容

私たちは監査に当たり、本学校法人が定める監事監査基準に従い、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。理事会及び評議員会に出席し、理事及び職員等から業務及び職務の執行状況についての報告を適時に受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携して計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

特に事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令に定める体制(内部統制システム)の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制については、理事及び職員等から定期的にその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告及びその附属明細書のそれ以外の記載事項についても、詳細に検討を加えるなど、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書を検証いたしました。

会計監査人の会計監査の相当性を確認するうえで、独立の立場が維持され、かつ、適正な監査を実施しているかについて、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。特に、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知(私立学校法施行規則第37条)を受け、必要に応じて説明を求めました。

当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、注記)及びその附属明細書並びに財産目録については、会計監査人からの会計監査報告の相当性を検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人帝京大学の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

会計監査人SK東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上